建築士事務所廃業等届提出書類一覧

・「建築事務所廃業等届」に必要事項を記入し、あわせて下表に基づき必要書類を 提出してください。

届出の事由		届出人	提 出 書 類
①登録区分の変更	個人⇔法人	開設者	_
	一級⇔二級⇔木造		
②法人の合併による解散		法人を代表する 役員であった者	解散の事実を証する書類 (閉鎖事項証明書等)
③開設者の破産手続開始の決定		破産管財人	破産管財人を確認できる書類 破産手続開始の決定があったことを証 する書類
④法人の解散 (破産又は合併以外の事由による)		清算人	法人の清算人であることを証する書類 合併以外で解散の事実を証する書類 (閉鎖事項証明書等)
⑤開設者の死亡(個人)		相続人	相続人を確認できる書類 ・戸籍謄本(抄本)、除籍謄本(抄本) 等
⑥業務を廃止した時		開設者	_
提 出 部 数		1 部	

※廃業等の事由があってから30日以内に提出してください。(建築士法第23条の7)

※開設者名・法人名・所在地等が、登録内容と異なっていた場合は、変更の手続きをしてから 廃業の届け出をしてください。

※退職・異動等により建築士事務所を管理する建築士(管理建築士)が不在となった場合は廃業事由に該当するため、30日以内に廃業の届出をしてください

届出の提出先

〒753-0091 山口市大手町3-8 山口県建築士会館内 (一社)山口県建築士事務所協会 TEL 083-925-6701